

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の景気は持ち直しの動きを見せるようになり、緩やかに回復しているといわれるものの、区内の中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は、雇用不安の拡大、金融事情の悪化及び後継者問題など、依然として厳しい状況にあります。

また、全国的に地価が下落してきた中で、千代田区における固定資産の評価額は非常に高い水準が続き、固定資産税の過重な負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっております。

このように、厳しい状況における過重な税負担が続く中で安心して生活し仕事を続け、子どもたちに未来を託し、そして住み続けたいと願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあり、固定資産税等の大幅減税が急務となっております。

東京都においては、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準が65%を超える商業地等については固定資産税・都市計画税の軽減措置がされております。

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりました。これら生活者の視点にたった東京都の施策が、都民及び中小・零細企業に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も、「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免、「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税」の軽減措置を継続されますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年12月8日

千代田区議会議長

嶋 崎 秀 彦

東京都知事 舛 添 要 一 殿